

都心交通ビジョン懇談会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都心交通ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懇談会公開の周知)

第2条 懇談会公開の周知は、「広報とよた」及び「財団法人豊田都市交通研究所ホームページ」に掲載することにより行うものとする。

(傍聴人の数)

第3条 会長は、会場の都合等により、あらかじめ懇談会を傍聴できる人数を定めなければならない。

(傍聴の手続)

第4条 懇談会を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

2 懇談会を傍聴しようとする者は、あらかじめ指定された日時までに、自己の住所、氏名、職業をメールないしは電話で連絡し、傍聴人名簿に登録しなければならない。

(入場の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、懇談会の円滑な進行を妨げると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 指示のある場合を除き発言をしないこと。
- (3) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (4) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (5) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (7) 飲食又は喫煙行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は懇談会の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。ただし、事務局の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第8条 会長または事務局は、傍聴人がこの要綱に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。